

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 13 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の期間

令和 7 年 9 月 1 日(月)から令和 7 年 10 月 27 日(月)まで

### 2 監査の対象

久保白ダム土地改良区

経済部 農林振興課

### 3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、久保白ダム土地改良区に対し令和 6 年度に本市が交付した補助金について、出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から、次の着眼点及び方法により実施しました。

#### (1) 監査の主な着眼点

- ① 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ② 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- ③ 補助金が補助目的以外に流用されていないか。また、補助条件は完全に履行されているか。
- ④ 精算報告は適切に行われているか。
- ⑤ 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。
- ⑥ 出納関係帳票の記帳、保存及び整備は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- ⑦ 設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。

#### (2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により、団体が実施する事務のうち飯塚市が補助金を交付し

ている事務を対象として実施しました。

## 第2 団体の概要

### 1 設立目的

農業生産の基盤整備、農業の生産性向上、農業経営の合理化及び地区の振興を図り、久保白ダム共同施設及びダムに付帯するかんがい施設、排水施設、専用農業用施設及び農業用水路の維持管理を行うことを目的とする。

### 2 役員及び職員数(令和7年3月31日現在)

理事	14名
監事	5名
職員	8名(飯塚市7名、桂川町1名)

### 3 主な事業(令和6年度実績)

- (1) 久保白ダムに付帯する専用農業施設及び農業用水路の維持管理
- (2) 久保白ダム共同施設、ダムに付帯するかんがい施設及び排水施設の維持管理

## 第3 補助金交付額

【令和6年度 久保白ダム土地改良区補助金】 87,572,983円

## 第4 監査の結果

計数上の誤りはなく、市から交付された補助金は確実に収納されており、支出も帳票類が整理され、関係書類の一部に不備があったものの、監査した事務は、概ね適正に執行されていると認められました。

なお、令和6年度の事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

## 【農林振興課に対する指摘事項】

### 1 収入支出事務について(局長指摘事項)

#### (1) 収入・支出命令書について

久保白ダム土地改良区会計細則第 12 条(以下「細則」という。)によれば「土地改良区の収入は、全て収入命令書によらなければならない。」とされ、また細則 20 条においては「土地改良区の支出は、全て支出命令書によらなければならない。」とされている。

しかしながら、報酬及び費用弁償の支出、また資金収支整理期間における収入及び支出について、振替命令書により処理を行っていた。振替命令書は、現金取引以外の取引を行う際に使用するもの(細則第 29 条)とされていることから、収入命令書及び支出命令書により処理すべきである。

#### (2) 領収証の徴収について

細則第 23 条によれば「土地改良区は、金銭を支払ったときは、次に掲げる場合を除き債主から領収証を徴収しなければならない。」とされ、同条第 2 号において「口座振替の方法により支出した場合で 1 件の支払い金額が 130 万円未満のものは、金融機関の領収証のみで債権者からの徴収をしなくともよい。」とされている。

しかしながら、1 件 130 万円以上の支出についても、金融機関からの領収証のみを徴収し、債権者からの領収証を徴収していなかった。

#### (3) 支払遅延について

9 月請求分の各分水工電気料金及び 10 月請求分の津原揚水機場電気料金について、請求書の支払期限までに支払いを行っていなかった。

今後は、細則等を確認し適正な事務処理を行うとともに、支払いについては支払期限までに支払いを完了するよう指導すること。

## 【久保白ダム土地改良区に対する指摘事項】

### 1 収入支出事務について(局長指摘事項)

#### (1) 支出命令書について

久保白ダム土地改良区会計細則第 12 条(以下「細則」という。)によれば「土地改良区の収入は、全て収入命令書によらなければならない。」とされ、また細則 20 条においては「土地改良区の支出は、全て支出命令書によらなければ

ならない。」とされています。

しかしながら、報酬及び費用弁償の支出、また資金収支整理期間における収入及び支出について、振替命令書により処理を行っていました。振替命令書は、現金取引以外の取引を行う際に使用するもの(細則第 29 条)とされていることから、収入命令書及び支出命令書により処理すべきです。

(2) 領収証の徴収について

細則第 23 条によれば「土地改良区は、金銭を支払ったときは、次に掲げる場合を除き債主から領収証を徴収しなければならない。」とされ、同条第 2 号において「口座振替の方法により支出した場合で 1 件の支払い金額が 130 万円未満のものは、金融機関の領収証のみで債権者からの徴収をしなくともよい。」とされています。

しかしながら、1 件 130 万円以上の支出についても、金融機関からの領収証のみを徴収し、債権者からの領収証を徴収していませんでした。

(3) 支払遅延について

9 月請求分の各分水工電気料金及び 10 月請求分の津原揚水機場電気料金について、請求書の支払期限までに支払いを行っていませんでした。

今後は、細則等を確認し適正な事務処理を行うとともに、支払いについては支払期限までに支払いが完了するようにしてください。